



広島県報

定期
第13号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意

解除予定保安林にする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

宅地建物取引業法の規定による聴聞

行政手続法の規定による聴聞

公告

県営土地改良事業計画の樹立

県営土地改良事業の完了

土地改良区の清算人の就任

土地改良区の役員の就任及び退任

企業局告示

広島県と三原市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

収用委員会公告

収用委員会公告

土地収用法施行令の規定による公示送達

告示

広島県告示第四百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があったものと認めた。

平成十八年二月二十日

区域

小型合併漁業安芸津区域

（安芸津漁業協同組合の地区）

区分

総トン数十トン未満の漁船により主として

そうローラーごち網を使用して営む漁業

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百四十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年二月二十日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市甲奴町本郷字谷ノ奥三八一の一〇・三八二の五・三八二の六（以上三筆について

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局

において、平成十八年三月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年二月二十日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道
路線名 一八六号
道路の区域

区間	新	旧	延長 メートル	備考
	敷地の幅員 二四・六〇〇 一六・五〇〇	敷地の幅員 一八・六〇〇 一四・四〇〇		
山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五一六番一 一地从先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五一六番一 二地从先まで	七六・三〇	七六・三〇	七六・三〇	一八六号と重複

道路の種類 一般国道
路線名 四三四号
道路の区域

区間	新	旧	延長 メートル	備考
	敷地の幅員 一一・六〇〇 八・四〇〇	敷地の幅員 一一・六〇〇 八・四〇〇		
山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五一六番一 二地从先から	七六・三〇	七六・三〇	七六・三〇	一八六号と重複

広島県告示第四百十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。)第六十九条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

平成十八年二月二十日

広島県知事 藤田雄山

聴聞の日時	聴聞の場所	被聴聞者の住所	氏名	聴聞の事由
平成十八年三月八日(水) 午前二時三〇分~午前一時	広島市中区基町一番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	広島市安佐南区八木五丁目九番一号	広陽商事 代表者 古本 一	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午前二時~午前一時三〇分	"	広島市安芸区船越四丁目一番一八号	寺田不動産商会 代表者 寺田 岑生	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午前二時三〇分~正午	"	広島市中区紙屋町一丁目二番二二号広電ビル	株式会社ガリバープロダクツ 代表取締役 通谷 章	法第六十五条第一項の規定に該当する。

山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五一六番一 一地从先まで	新 一一四・六〇〇 一六・五〇〇	七六・三〇	六号と重複
----------------------------------	------------------------	-------	-------

広島県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年三月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年二月二十日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道中庄土生線	尾道市因島土生町二〇三番一地从先から 尾道市因島土生町一四九番三地从先まで	平成十八年二月一日

午後二時～午後二時三十分	〃	〃	広島市佐伯区五日市中央七丁目二五番二 二・六号	株式会社ジェイ・エッチ企画 代表取締役 原田 淳	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午後二時三十分～午後三時	〃	〃	広島市南区南大河町九番一六号	栄正ハウジング有限公司 代表取締役 田中 順莊	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午後三時～午後三時三十分	〃	〃	広島市中区榎町二番一四号	あおぞら株式会社 代表取締役 鶴飼 興治	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午後三時三十分～午後四時	〃	〃	広島市西区己斐大迫二丁目二五番六号	アルファ都市開発有限公司 代表取締役 永山 英成	法第六十五条第一項の規定に該当する。
午後四時～午後四時三十分	〃	〃	福山市沖野上町二丁目一番一号	サンユウ不動産有限公司 代表取締役 森山 秀範	法第六十五条第一項の規定に該当する。

広島県告示第五十号

行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）第十三条の規定によって、次のとおり聴聞を行う。
平成十八年二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成一八年三月八日（水） 午前一〇時～午前一一時三十分	広島市中区基町一 番五号 広島県庁舎本館地下 入札室	広島市中区昭和町四番三三号	有 限 会 社 躍 進 ホ ー ム 代 表 取 締 役 鹿毛 勇	手続法第十三条第一項の規定に該当する。
--------------------------------	-------------------------------	---------------	---	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定によって、尾道市所在の宗光地区県営土地改良事業（ため池整備事業）計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申し立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 縦覧期間
平成十八年二月二十日から
平成十八年三月十三日まで
- 二 縦覧場所

尾道市役所

庄原市所在の原地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十七年十二月十六日完了した。

平成十八年二月二十日

広島県知事 藤田雄山

清算法人豊田郡豊町久比土地改良区から次の清算人が就任した旨の届出があった。
平成十八年二月二十日

広島県呉地域事務所長 三上忠彦

氏名 住所

高宮俊昇 呉市安浦町三津口一丁目一・九
杭正治 " 中央三丁目三・二五
藤原聰 " 三津口一丁目三・六
秋本芳範 " " 一丁目二〇・七
光原恵造 " " 内海北四丁目九・一八

三原市大和町神田土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年二月二十日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

(就任役員)
職名 氏名 住所

理事 岡義和 三原市大和町福田一五三三

(退任役員)
職名 氏名 住所

理事 為重利行 三原市大和町福田一五〇三・三

企業局告示

広島県企業局告示第一号

広島県と三原市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約(平成十七年三月二十二日施行)の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行した。

平成十八年二月二十日

広島県公営企業管理者 中村博

第一条第一号中「因島市田熊町字竹長新開分水点」を「三原市鷺浦町向田野浦須ノ上分水点」に改め、。ただし、因島市及び瀬戸田町の区域内における路線監視に関する事務を除く。」を削る。

広島県企業局告示第二号

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約(平成元年四月一日施行)の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行した。
平成十八年二月二十日

広島県公営企業管理者 中村博

第一条第一号八中「因島市大浜町字稚木大浜分水点」を「尾道市因島大浜町字稚木大浜分水点」に、「沼隈郡沼隈町大字常石字敷名西内海分水点」を「福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点」に改め、同条第一号に次のように加える。

二 尾道市瀬戸田町大字林字三軒屋瀬戸田分水点から尾道市因島田熊町字竹長新開分水点に至るまでの送水施設

第五条中「第二百三十三条第五項」を「第二百三十三条第六項」に改める。

教育委員会訓令

広島県教育委員会訓令第一号

本庁

地方機関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年二月二十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原道雄

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和二十七年広島県教育委

員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条第八項の規定により勤務時間中に同条に規定する適法な交渉を行うため職務に専念する義務の免除を受け、又は職務に専念する義務の特例に関する条例」に改め、「して」の下に「教育委員会又はその委任を受けた者に」を加える。

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。

広島県教育委員会訓令第二号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年二月二十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程(昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条第八項の規定により勤務時間中に同条に規定する適法な交渉を行うため職務に専念する義務の免除を受け、又は職務に専念する義務の特例に関する条例」に、「職務専念義務免除等承認簿(以下「承認簿」という。)」を「職務専念義務免除承認簿」に改める。

第九条第一項中「承認簿」を「普通研修承認簿」に改める。

第十二条中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。

収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年二月二十日

一 送達を受けるべき者

藤井來信 相続人

小山タツ 相続人

日野タケ 相続人

小山市郎兵衛 相続人

今井智恵子 住所不明

山中幸一 相続人

雨田武 宮崎県児湯郡都農町大字川北五六二番地一〇

二 送達すべき書類の名称

一般国道四三二号改築工事(川北バイパス(広島県庄原市川北町字下市場地内から同市川北町字上市場地内まで))に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在地	番	地目	積	収用を開始する土地の面積
庄原市川北町字上市場	四三三番	公田	簿実測	(m)
				五一九・八三

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築部管理総室土木建築総務室

広島市中区基町十番五十二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年三月六日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。

広島県収用委員会